

第3次刈谷市耐震改修促進計画 〔概要版〕

刈谷市では、平成20年3月に「刈谷市耐震改修促進計画」を策定し、住宅等の耐震化の促進に取り組んできました。近年、日本各地で震度7以上の巨大地震が発生し、巨大地震に対する危機意識が高まっています。また、「南海トラフ巨大地震(M8~M9クラス)」の発生が危惧されており、これまでは今後30年以内の発生確率が70%程度とされていましたが、平成30年2月の政府の地震調査委員会において、70~80%に引き上げられました。刈谷市全域は震度6強から震度7の巨大地震の危険性が高い地域であり、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び、「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されていることもあり、市民の生活を守り、支える速やかな地震防災対策の推進として、建築物を耐震化し倒壊等の被害を防止することが重要となります。

以上のことから、刈谷市では耐震化の進捗状況を確認するとともに、国や県の動向を踏まえ、新たな目標を 定め、更なる耐震化や減災化を促進することを目的として「第3次刈谷市耐震改修促進計画」を策定します。

対象区域と計画期間 刈谷市全域を対象に、令和3~12年度を計画期間とします。

計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

対象建築物 全ての建築物を対象とします。

以下の建築物について、具体的に耐震化促進施策を定めます。

1 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)など、 全ての住宅が対象です。





2 多数の者が利用する建築物

一定規模以上の学校、病院、集会場など、多くの 人が利用する建築物が対象です。





地震発生時に通行を確保

②・③は耐震改修促進法及び同施行令に要件が定められているもので、耐震性がないものを「特定既存不適格建築物」と呼びます。耐震改修促進法には、上の①~③の他に、特に耐震化を促進すべき建築物として「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」がありますが、これに該当するものは刈谷市内にはありません。

耐震化・減災化の目標

状

現

国の基本的な方針や県の計画の主旨を踏まえ、住宅について耐震化率の目標を定めます。なお、 計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては、減災化の目標を定めます。

また、多数の者が利用する建築物について耐震化率の目標を定めます。



住宅の減災化

地震が発生した際に人命を守るためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我をせ ず動けることが重要です。そのため、住宅の耐震化施策に加え、地震による被害を抑え、市民の 生活の迅速な復旧の一助となりえるよう、減災化施策にも取り組みます。

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る!



※上記以外の建築物についても耐震化・減災化の促進を図ります。

耐震化•減災化促進方策

基本的な方策

〇促進体制

- 愛知県との連携
- 愛知県建築物地震対策推進協議会、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の取組の拡充
- ・耐震化・減災化対策の相談窓口の充実

〇普及 · 啓発

- 地域、改修事業者と連携し耐震ローラー作戦等の啓発活動の実施
- ・刈谷市のホームページ等による情報提供
- ・ 定期的なダイレクトメールによる耐震診断、耐震改修の促進
- ※この他に、耐震化・減災化を効果的に普及・啓発する施策について検討していきます。

○重点的に耐震化を進める区域

• 古い建物が密集している区域を重点的に耐震化を進める区域として、地域との連携により 住宅・建築物の耐震化を促進する取組の実施

耐震化・減災化促進のための取組

耐震化・減災化促進のため、以下の取組を推進していきます。

〇耐震化促進のための支援制度

耐震診断や耐震改修等を支援するため、補助 を行います。⇒4ページをご覧ください。

また、税制の特例措置や空き家除却補助等を通じて、耐震化の促進を図ります。

○住宅の減災化促進のための支援制度

耐震化が困難な住宅に対しても「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る!」の目標に向けて、段階的な改修や耐震シェルターの設置等における減災化を促進していきます。

〇減災化促進のための安全対策

ブロック塀の倒壊防止や家具の転倒防止、窓 ガラスの落下防止等の安全対策により、減災化 を促進していきます。

〇地域における耐震化・減災化の 取組の促進

地域の改修事業者と連携し、重点的に耐震 化・減災化を進める区域における、普及・啓 発を促進していきます。

ハザードマップを活用したワークショップにより、地域ごとの耐震化、減災化を促進していきます。

〇耐震化・減災化に取り組みやすい 環境の整備

事業者等と協力して、低コスト耐震化工法の普及や耐震改修事例集の充実、耐震化アドバイザーの人材活用等、耐震化や減災化に取り組みやすい環境の整備を図ります。

特定健繁物の指導等

特定建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修の推進を図るため、刈谷市は愛知県と役割分担をしながら、所有者に対して指導等を行います。

※特定建築物とは、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物です。

耐震診断・耐震改修等に係る補助制度

刈谷市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造・非木造住宅の所有者が耐震診断・耐震改修等を実施する場合に費用の一部を補助しています。今後もこれらの補助制度を活用し、耐震化の促進に努めます。

住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助制度

		概 要
木造	耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の 無料耐震診断を行う。
	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の 耐震改修費用の一部を補助する。
	段 階 的耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の 段階的耐震改修(建物全体の診断値を2段階で 1.0以上にする工事)の費用の一部を補助する。
	簡 易耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の 簡易耐震改修(診断値を0.7以上1.0未満にする 工事)の費用の一部を補助する。
	取壊し	木造住宅の取壊し費用の一部を補助する。
非木造	耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅 の耐震診断費用の一部を補助する。
	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅 の耐震改修費用の一部を補助する。
ブロック塀等の撤去		道路及び公共施設の敷地に面するコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀(門柱を含む)で、道路からの高さが1m以上のものの撤去費用の一部を補助する。

この他、耐震化・減災化を促進するために必要な更なる補助制度について、検討していきます。

※詳細は刈谷市建設部建築課へお問い合わせください※

令和3年3月 刈谷市建設部建築課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 電話:0566-62-1021 E-mail: kenchiku@city.kariya.lg.jp 刈谷市ホームページ https://www.city.kariya.lg.jp/